

## 平成30年度多久市元気プロジェクト開業支援事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 一般社団法人たく21（以下「当法人」という。）は、本法人定款第3条に掲げる事業のうち、補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

### (補助の対象事業)

第2条 この補助金は、多久市内の空き店舗や倉庫、または間借りに該当する物件等で開業を行う事業を対象とし、下記の者は対象外とする。

- (1) 補助事業において既に補助金の交付を受けた者。
- (2) その他当法人が適当でないと認めた者。

### (補助対象経費)

第3条 補助事業の対象とする経費は、開業に必要な内装工事、外装工事、空調工事、給排水工事及び、電気工事費等（以下、「改装工事」という）とし、備品の購入等は含まないものとする。

### (改装工事を行う業者)

第4条 改装工事を行う業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。ただし、当法人が認める場合その限りではない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、その限度額は100万円とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下記申請書を当法人に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 資金調達計画書
- (4) 販売計画書

### (補助金交付の決定)

第7条 当法人は、前条に基づく申請書を受理した場合は、当該申請に係る審査を

行い、補助金交付の決定を行うものとする。

(補助金交付の決定通知)

第8条 当法人は、前条により補助金の交付を決定した場合は、申請者に対し、補助金額、交付の条件、及び請求の方法等所要の事項を通知するものとする。

(補助事業の完了報告及び補助金交付の請求)

第9条 補助事業の完了報告及び補助金交付の請求は次の通りとする。

- (1) 補助金交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業の完了後、直ちに補助事業完了報告書及び補助金交付請求書を当法人に提出し補助金の交付を請求するものとする。
- (2) 補助金の支払いは精算払いとする。ただし、当法人が特に認めた場合には概算払いの請求ができるものとする。
- (3) 補助事業者は、領収書を当法人に提出しなければならない。

(流用の禁止)

第10条 補助事業者は、交付された補助金を当該補助事業以外に流用してはならない。

(補助金交付の決定取消し及び補助金の返還)

第11条 当法人は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取消し、又は返還させることができるものとする。

- (1) 補助金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 補助事業を中止した場合
- (3) 補助事業を遂行する見込みがなくなると認めた場合
- (4) その他この要綱又は交付の条件に違反したと認めた場合
- (5) 市長もしくは、当法人の代表理事が不適切と認めた場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。